

【別紙 2】

審 査 の 結 果 の 要 旨

氏名 権 澈

第一に、一見すると小さなテーマである「遺言による財団設立」という視点を立てることによって、フォンダシオンが、筆者がフランス法的観念と呼ぶ相続法上の諸原則（同時存在の原則や遺留分の尊重）や財産の単一性の原則（一つの人格に一つの財産という観念や人格なき財産の否定）と抵触し、これらに阻まれる経緯がよく描き出されている。また、本論文の歴史理解は筆者自身の観点から構成されたものであり、このような枠組みでフォンダシオンの歴史をとらえる試み自体が貴重なものであり、細部に修正を要する点はあるとしても、今後の研究の基礎となるものであるといえる。

日本民法典の制定当時から、財団法人は社団法人とともに公益法人の類型の一つとして認められてきた。また、公益法人改革の結果として2006年に新たに制定された一般社団法人・財団法人法においては、一般財団法人が一般社団法人とともに非営利法人の一類型として認められるに至っている。しかし、法人につき議論される場合に念頭に置かれているのは、多くの場合には社団法人であり、財団法人に関しては十分に立ち入った議論はなされてこなかった。

日本においては、財団法人の設立は生前の寄付行為によってなされるほか遺言によっても可能であるとされてきたが、フランスにおいては、遺言による財団設立の可否が争点となり、その延長線上に生前行為による場合をも含めて広く財団を認めるべしという議論が現れた。こうした経緯をふまえつつ、筆者は「遺言による財団設立」という問題を検討する。これは、一見すると小さな問題であるが、その背後にある問題意識は以上のようなものであり、また、フランスにおける議論の所在を踏まえているものである。

第二に、本論文は、先行研究の乏しい問題につき、フランスの資料を広い範囲にわたり自力で渉猟したものであって、収集され整理された資料自体が今後の研究の基礎として大きな価値を持つものである。また、本論文では、各種の資料はフォンダシオンに対する反対論の依拠する暗黙の前提を照射するために用いられているが、諸前提は必ずしも明示的に示されているわけではなくテキストの行間にわずかに姿を現すだけのことも少なくない。筆者は、自らが抽出を試みる「フランス法的観念」が確かに存在することを示すために、各論者のテキストを逐一詳細に提示している。ある意味では愚直にも見えるこの態度は、筆者の立論の検証可能性を確保する結果になっているといえる。同様の誠実さは、注における関連文献の探索や周辺のテキストの摘示にも現れている。

第三に、筆者の日本語はほぼ完璧なものであり、文章には不自然さはほとんど見られず、平易でわかりやすい。また、膨大な量に及ぶフランス語の翻訳もおおむね適切である。い

ずれの言語も筆者にとっては外国語であることを勘案すると、長年の研鑽は賞賛に値するといえる。難解な箇所を省略し要旨のみを示してすませるという態度がみじんもないことも好感の持てる点である。

もちろん、本論文にも欠点がないわけではない。

まず第一に、マンモルト、相続、人格などフォンダシオンが直面する反対原理の存在は摘出されているものの、その内容についてもう一步立ち入った考察が望まれる。さらに、公益の国家集中や税制上の観点に対する言及もほしいところである。

第二に、資料を重視するあまりに、その消化が十分ではないうらみが残る。自らの観点を積極的に提示して資料に対する評価をより明確にすることが期待される。また、立論との関係で必ずしもすべてを翻訳する必要がない場合も散見され、もう少し資料の整理・選別がなされた方がよい。

第三に、「遺言による財団設立」というテーマが財団論一般に占める位置がやや見えにくいように思われる。日本法においては「例外」の扱いを受けるこの問題が、フランス法においては「突破口」となった経緯をもう少しわかりやすく説明すると、全体の見通しがよくなっただろう。

しかし、以上のような欠点は本論文の価値を大きく損なうものではない。近年、フランスのアソシアシオンに関しては様々な研究が現れているが、フォンダシオンに関してはほとんど先行研究が存在しない。本論文は、この研究上の欠落を埋めるための第一歩となるものである。本論文は、これまで社団法人と比べると手つかずであったとも言える財団法人につき将来の検討の基礎を築いた論文である。

以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度の研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであると判定する。